

令和 7 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案

令和 7 年 3 月 1 9 日 提出

目 次

| | | |
|-----------|--|----|
| 議会議案第 1 号 | 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ----- | 3 |
| 議会議案第 2 号 | 茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例 ----- | 6 |
| 議会議案第 3 号 | 茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例 ----- | 9 |
| 議会議案第 4 号 | 茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則 ----- | 12 |

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和7年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 菊池 雅介

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 水島 誠司

同 新倉 真二

同 滝口 友美

同 花田 慎

同 早川 仁美

同 柁木 太郎

(提案理由)

社会情勢の変化を踏まえ、旅費の種目のうち日当を支給しないこととするため

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1及び別表第2」を「、内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2の1の表を次のように改める。

1 航空賃、宿泊料及び食卓料

| 旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による外国旅行に係る航空賃 | 宿泊料 (1夜につき) | 食卓料 (1夜につき) |
|-------------------------------------|----------------|----------------|
| 最上級の直近下位の級の旅客運賃 | 15,000円 | 6,000円 |

別表第2を別表とする。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和7年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 菊池 雅介

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 水島 誠司

同 新倉 真二

同 滝口 友美

同 花田 慎

同 早川 仁美

同 柁木 太郎

(提案理由)

物価の動向及び他市の政務活動費交付額の水準に鑑み、政務活動費の交付額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市議会政務活動費交付条例（平成13年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和7年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 新倉 真二

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 山崎 広子

同 花田 慎

同 早川 仁美

同 木山 耕治

同 岡崎 進

同 水島 誠司

同 阿部 英光

同 長谷川 由美

同 柁木 太郎

(提案理由)

標準市議会委員会条例の一部改正に伴い、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするため所要の規定を整備するため

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市議会委員会条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和7年3月19日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 新倉 真二

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 山崎 広子

同 花田 慎

同 早川 仁美

同 木山 耕治

同 岡崎 進

同 水島 誠司

同 阿部 英光

同 長谷川 由美

同 柁木 太郎

(提案理由)

標準市議会会議規則の一部改正に伴い、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするため所要の規定を整備するため

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市議会会議規則（昭和42年茅ヶ崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第96条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第96条の2 この章における委員会の会議に出席している委員（以下「出席委員」という。）には、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第119条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員でない議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第120条に次の1項を加える。

2 茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第130条に次のただし書きを加える。

ただし、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第139条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第140条に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第145条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第168条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第168条の2 前条の協議等の場については、災害等の発生、感染症のまん延その他の構成員個人の責めに帰することができない事由等でその開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるとき又は招集権者が特に必要と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、茅ヶ崎市議会委員会条例の例による。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。